

南関町ふるさとセンター指定管理者募集要領

1. 南関町公の施設の指定管理者公募要領(平成18年訓令第2号)の規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2. 施設の概要

町内で生産される農林産物及び特産物を展示直売し、あわせて農林産物の付加価値を高めるための特産品の加工研修を実施し、所得の向上を図るための施設として平成元年4月にオープンした施設である。

◆ふるさとセンター

- (1) 名称 南関町ふるさとセンター
- (2) 所在地 熊本県玉名郡南関町大字上長田654番地
- (3) 施設概要 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て
延床面積 796 m²
敷地面積 3,806 m²
- (4) 竣工年月日 平成元年3月25日
- (5) 開館年月日 平成元年4月1日
- (6) 施設の主な内容
建 物
『 1階 』
加工実習室1、用具庫、倉庫、休憩室、加工実習室2、包装室、材料倉庫、製品倉庫、研修室(和室)、押入れ×2、床の間、研修室(洋)、トイレ(男女)、花木販売スペース(テラス)、野菜販売スペース(テラス)
『 2階 』
ホール、郷土料理(食堂)、厨房、管理室、民芸ギャラリー、多目的集会室
『 屋外 』
トイレ
- (7) 開館時間
午前9時から午後10時まで
なお、指定管理者は必要があるときは、町長の承認を得て変更することができる。
- (8) 休館日
① 毎週月曜日
② 年末年始(12月29日から翌年の1月4日まで)
なお、指定管理者は必要があるときは、町長の承諾を得て変更することができる。
- (9) 現在の管理運営体制
指定管理者 株式会社グッドスタッフ
指定管理期間(平成28年4月1日～令和3年3月31日)
- (10) 施設の利用実績
別紙資料のとおり

◆特設販売所（関所村）

- (1) 名 称 特設販売所
- (2) 所在地 熊本県玉名郡南関町大字上長田 6 5 4 番地
- (3) 施設概要 建物構造 木造 地上 2 階建て
延床面積 174 m²
- (4) 竣工年 平成 5 年 くまもとお城まつり会場より移築
- (5) 開館年 平成 5 年
- (6) 施設の主な内容
建 物
『 1 階 』
販売スペース、精米機、保冷庫（関所村振興会所有分）
『 2 階 』
会議室
- (7) 現在の管理運営体制
指定管理者 株式会社グッドスタッフ
指定管理期間（平成 2 8 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日）

3. 指定管理者の業務の範囲及び管理の基準

- (1) 南関町ふるさとセンターの運営及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 南関町ふるさとセンターの利用料金の収受に関する業務
- (3) その他管理上町長が必要と認める業務
- (4) 関係法令の遵守及び南関町ふるさとセンターの設置目的に沿った管理運営
- (5) 別添の指定管理者管理業務仕様書に記載する業務
- (6) 指定管理者としての業務は、一括して第三者に委託はできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ町長が認めた場合はその限りではない。
- (7) 利用料金は南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例第 7 条に規定する額とし、指定管理者は、利用料金を直接収入として収受し、施設の管理運営費に充てること。

4. 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

ただし、指定始期は状況により変更になることがある。

5. 管理に要する経費

(1) 利用料金

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる「利用料金制度」を採用する。

施設の利用料については、南関町ふるさとセンター施設及び管理等に関する条例第 7 条で定める額の範囲内で、町長の承認を得て、指定管理者が定めることができ

る。

(2) 管理運営経費

管理に要する経費は、施設利用料金及び町から支払う指定管理料（委託料）並びにその他の収入により賄うものとする。

町は、選定された指定管理者が収支計画書で提示した額を上限として指定管理料を支払います。指定管理料の上限額、支払時期、方法等については、町と指定管理者との間で締結する基本協定書で定めることとし、各年度の指定管理料は町と指定管理者との間で締結する年度協定書によって決定する。

ふるさとセンターの管理運営に係る指定管理料の上限額（以下「基準価格」という。）については以下のとおり設定しており、申請にあたっては、基準価格以内の指定管理料に基づいて事業計画及び収支計画を作成すること。

基準価格 16,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

（年度内訳）

令和3年度	3,300千円
令和4年度	3,300千円
令和5年度	3,300千円
令和6年度	3,300千円
令和7年度	3,300千円

基準価格を超える提案があった場合には、当該申請は失格となるので注意すること。

(3) 指定管理料の精算

指定管理者が業務を町が示した水準どおり確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めない。

また、利用料金収入減など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填はしない。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理者として業務に係る経費及び収入は、当該業務専用の口座により管理する。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経費を区分して整理する。

6. 応募資格（次の条件を満たす団体に限る。）

(1) 熊本県または福岡県大牟田市、みやま市、八女市、柳川市内に主たる事務所を有する法人その他の団体。

(2) 団体又はその代表者が次の項目に該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者。

② 破産者で復権を得ない者。

- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本町における一般競争入札の参加を制限されている者。
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者。
 - ⑤ 会社更生法、民事再生法等の規定により更生又は再生の手続きをしている者。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。
 - ⑦ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
 - ⑧ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
 - ⑨ 本町における指定管理者の指定において、その公正な手続きを妨げる者、もしくは不正の利益を得るために連合する者。
 - ⑩ 国税及び地方税を滞納している者。
- (3) その他明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。

7. 募集の期間及び申請

- (1) 募集要領の公告
令和2年10月1日（木曜日）
- (2) 募集要領及び申請に必要な書類の様式の配布期間
令和2年10月1日（木曜日）から令和2年10月23日（金曜日）
午前9時～午後5時まで
※土曜・日曜及び祝日を除く。
- (3) 募集要領等の配布場所
南関町役場 経済課

8. 申請書類

南関町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)第3条に規定する書類

- (1) 南関町公の施設の指定管理者申請書（様式第1号）
- (2) 南関町公の施設の指定管理者事業計画書（様式第2号）（別紙様式1）
- (3) 南関町公の施設の指定管理者業務に係る収支計画書（様式第3号）（別紙様式2）
- (4) 法人概要書（別紙様式3）又は団体概要書（別紙様式4）
- (5) 法人の場合は、履歴事項全部証明書（写し可）
- (6) 申請する団体の構成（定款、規約、寄付行為等）、事業内容、経営状況等が分かるもの
- (7) 納税証明書（国税及び地方税について未納がないことの証明書）
- (8) その他町長が必要と認めるもの

※ 申請に当たっては、申請書類等の申請に要する経費はすべて申請者が負担し、審査終了後においても申請書類等の返却はしません。

9. 申請受付等

(1) 申請受付期間

令和2年10月26日（月曜日）から

令和2年10月30日（金曜日）まで

午前9時から午後5時まで

(2) 申請受付場所

南関町役場 経済課へ持参すること。

郵送等による申請は無効とする。

10. 申請書提出部数 正本1部・副本10部（コピー可）

11. 募集説明会

説明会に参加する場合は、「指定管理者申請に関する募集説明会参加申込書」により申込みこと。

(1) 日 時 令和2年10月6日（火曜日）午前10時より

(2) 場 所 南関町役場第1会議室（2階）

(3) 申込期限 令和2年10月5日（月曜日）午後3時まで

(4) その他 説明会の参加人数は、1団体につき2名以内とする。

12. 申請に関する質疑等

質問については、所定の様式により行うものとし、FAX又は持参すること。

(1) 質問受付期間

令和2年10月7日（水曜日）から令和2年10月14日（水曜日）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後4時まで

(3) 受付場所

南関町役場 経済課

※質問については、個別に回答を行う。尚、電話による質問は受け付けない。

FAX 番号：0968-53-2351（代表）

13. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法及び選定基準

南関町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づく選定基準により、南関町公の施設の指定管理候補者選定審議会において選定する。

(2) 審査基準と配点

基本項目及び中項目		配点
1	基本的な考え方 ① 公平な立場に立った接客 ② 施設の効果的な利用とサービス向上 ③ 町が示した基準に基づいた施設運営	25点
2	申請者の経営状況（経営の安定性） ① 経営状況の安定性と関係機関との連携	20点
3	事業計画 ① 施設管理運営の実施方針 ② 施設の運営体制と人員の確保 ③ 事業に取り組む前向きな姿勢 ④ 安全管理及び緊急時の対応 ⑤ 環境負荷の軽減及び周辺住民等への配慮	40点
4	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ① 収支計画のバランス及び適正な経理能力	15点
合 計		100点

(3) 選定結果の通知

選定結果については、施行規則第5条の規定に基づく南関町公の施設の指定管理候補者選定結果通知書（様式第4号）により通知する。

14. 指定管理者の決定

(1) 指定の方法

- ① 条例第7条の規定に基づき指定する。
- ② 指定にあたっては指定団体に施行規則第6条の規定に基づく指定管理者指定通知書（様式第5号）により通知する。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、管理業務を開始する日までに、町と管理に関する協定を締結する。

なお、協定は、「基本協定」と「年度協定」を締結する。

(3) 留意事項

- ① 指定の議決を経るまでの間に指定管理者を開始することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがある。
- ② 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
 - イ 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認めるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

15. 配布資料

(1) 募集要領に関する資料

- ① 南関町ふるさとセンター設置及び管理等に関する条例
- ② 南関町ふるさとセンターの管理及び運営等に関する規則
- ③ 南関町ふるさとセンター指定管理業務仕様書
- ④ 南関町ふるさとセンター及び特設販売所平面図

(2) 指定申請の応募に係る申請書様式等

- ① 指定申請書(様式第1号・様式第2号・様式第3号・別紙様式1・別紙様式2・別紙様式3・別紙様式4)
- ② 指定管理者申請に関する募集説明会参加申込書
- ③ 指定管理者申請に関する質問書

(3) 指定管理候補者申請チェック表

16. 問い合わせ先

南関町大字関町1316番地

南関町役場 経済課 TEL 0968-57-8504 (直通)

FAX 0968-53-2351 (代表)